

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

行 動 計 画 <案>

【平成 24 年度－平成 27 年度】

平成 24 年 月
三 重 県

第1章 基本的事項

1 行動計画の策定趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（以下「条例」という。）の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策である「安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保」「農業の持続的な発展を支える農業構造の確立」「地域の特性を生かした農村の振興」「農業及び農村を起点とした新たな価値の創出」の推進に向けて、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

この行動計画は、基本計画に示した事項のうち、県が取り組む農業及び農村の活性化に関する基本施策についての具体的な取組方向を示し、着実な施策展開を図るために策定するものです。

2 行動計画の性格

行動計画は、基本計画に示された基本施策を着実に実施するための実施計画となるもので、期間内に実施する農業及び農村の活性化に関する施策を明らかにするとともに、基本計画の的確な進行管理を行うため中間年における目標を設けます。

また、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、基本施策等の実施状況を取りまとめ、評価することにより、計画の的確な進行管理を行ないます。

3 行動計画の期間

行動計画の対象とする期間は、取組の実効性を確保するため、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

4 行動計画の構成

基本計画に位置づけた4つの基本施策に従い、基本施策には基本目標指標として、基本事業には取組目標指標（基本計画のマネジメント参考指標）として、それぞれ平成27年度を目標とした数値を掲げるとともに、基本事業毎に取組目標の達成に向けた主要取組の内容を記載します。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業
I 安全・安心な農産物の 安定的な供給	(1) 需要に応じた水田農業の推進
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保
II 農業の持続的な発展を 支える農業生産構造の 確立	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成
	(4) 農業生産基盤の整備・保全
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転
III 地域の特性を生かした 農村の振興と多面的機 能の維持増進	(1) 安全・安心な農村づくり
	(2) 獣害につよい農村づくり
	(3) 人や産業が元気な農村づくり
	(4) 多面的機能の維持増進
IV 農業・農村を起点とし た新たな価値の創出	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

第2章 具体的な施策の展開

1 基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向		<p>消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。</p> <p>また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。</p>		
基本目標指標	数値目標	食料自給率（カロリーベース）		
		現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 平成 33 (2021) 年度
	4 2 % (平成 21 年度)	4 6 % (平成 26 年度)	5 1 % (平成 32 年度)	
	目標項目の説明	<p>県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合（農林水産省「都道府県別食料自給率」）。</p> <p>平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の概算値により測ることとします。</p>		

(1) 基本事業1 需要に応じた水田農業の推進

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	水田利用率		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	93%	96%	102%
目標項目 の説明	水田面積における作付面積の割合（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 食料自給力の向上、水田の有効利用を図るため、稲・麦・大豆・新規需要米等について、戸別所得補償制度等を積極的に活用しつつ、新「三重の米（水田農業）」戦略に基づき、食品産業事業者との連携を強化しながら、種子確保から生産・流通・販売にいたる総合的な対策を展開します。
- ② 主食用米について、水田経営の効率化や多様な需要に応えるため、合理的な品種構成への転換や高品質化、高付加価値化を進めるとともに、首都圏等をターゲットとした新たなブランド米づくりや輸出を視野に入れた海外進出量販店との連携など多様な流通チャンネルの確保と生産体制の構築を図り、消費者等に支持される競争力ある米づくりを進めます。
- ③ 食品産業事業者との連携により生産拡大に取り組んでいる麦・大豆について、高品質化、多収化に向けた技術の開発・普及、耕作放棄地等を活用した作付拡大や新たな需要の開拓などを進めます。
- ④ 麦・大豆の作付けが難しい地域や不作付け水田においては、新規需要米等の導入による不作付け地の解消を進めるとともに、関係機関と連携して販路の確保・拡大に向けた取組を進めます。
- ⑤ 地域資源の積極的な活用や地域振興等の取組とも連携を図りながら、水田利用による地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ、マコモ等）生産の促進に取り組めます。

(2) 基本事業2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数（累計）		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	—	20 産地	40 産地
目標項目 の説明	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① リーディング産地等の育成に向け、意欲的な生産組織等による効率的な生産体制の整備、農商工連携や6次産業化など高品質化、高付加価値化に向けた取組、多様な流通形態の導入等を促進します。
- ② 野菜産地の充実に向け、高齢化にも対応できる省力化技術や機械化体系の構築、効率的な集出荷システムの整備、高品質化、高付加価値化の取組等を促進するとともに、野菜の価格安定制度を実施します。
- ③ 地元産を求める消費者ニーズに応えるため、農産物直売所や量販店等でのインショップ等新しい販路の展開に対応して、年間を通じて多品目の農産物を生産・供給する多品目適量産地の育成に取り組みます。
- ④ 果樹産地の強化に向け、低コスト高品質生産技術の導入、先端技術を活用した差別化、新品種の導入等による新たなブランドづくりや生産構造の改善、農商工連携の推進等による商品開発や販路拡大を促進します。
- ⑤ 伊勢茶のブランド化に向け、茶業団体等が推進する「伊勢茶リフレッシュ運動」と連携し、計画的な茶樹の更新や安全・安心の確保に向けた伊勢茶GAPの推進、マーケットニーズをふまえたこだわり生産の促進、需要の拡大などに取り組みます。
- ⑥ 花き・花木について、生産者団体と連携し、消費動向をふまえた高品質生産を推進するとともに、新たな需要の喚起や消費拡大のための情報発信、花き・花木の持つ多様な機能を教育や地域活動の場で生かす活動（花育）の展開に取り組みます。

(3) 基本事業3 活力ある畜産業の健全な発展

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売をとおした総合的な支援に取り組みます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	近隣府県の畜産産出額に占める割合		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	13.7% (平成 22 年度)	14.1% (平成 26 年度)	14.7% (平成 32 年度)
目標項目 の説明	<p>近隣府県（中京、近畿圏内の三重県を含む2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。</p> <p>平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成 26 年度実績数値により測ることとします。</p>		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫をはじめとする家畜の監視伝染病の発生予防、予察及びまん延防止体制の強化徹底を図るとともに、万一の発生に備え、公有地利用を含む埋却場所の確保や農場カルテの拡充管理に取り組みます。
- ② 農場HACCP方式の普及・定着を進め、衛生管理を徹底することにより、家畜監視伝染病の侵入リスクの軽減を図ります。
- ③ 家畜の病気に関する正しい情報の提供に努め、県民の理解促進と不安感の解消を図るとともに、動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導を行います。
- ④ 畜産物の安定的な供給の確保、流通の多様化を促進するため、基幹食肉処理施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底、健全な運営に向けた支援に取り組むとともに、必要な施設整備の検討を行います。
- ⑤ 経営感覚に優れた生産性の高い畜産経営体の育成と畜産物の高付加価値化、ブランド確立に向け、関係団体との連携により支援体制の充実を図るとともに、新しい肥育技術などの情報提供をはじめ、経営や飼養管理の改善指導に取り組みます。
- ⑥ 肉用子牛の安定的な県内自給体制を確立するため、受精卵移植技術等の活用により優良な肥育素牛の県内生産システムの構築等に取り組みます。

- ⑦ 飼料の自給力の向上、地域外からの家畜伝染病侵入予防や資源循環型畜産の確立に向けて、耕種農家と連携した稲発酵粗飼料用稲・飼料用米などの生産拡大や畜産堆肥の活用促進を図るとともに、家畜排せつ物の処理に関する計画的な検査や適正管理の指導、良質堆肥の生産促進などに取り組みます。

(4) 基本事業4 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農業等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。

また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行 動 計 画 の 目 標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	10%	60%	80%
目標項目 の説明	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合 (三重県調べ)		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、監視・指導の徹底、事業者の自主管理の促進、正しい情報と学習機会の提供、さまざまな主体と連携協力した県民運動を展開します。
- ② 卸売市場での生鮮食料品の安定的、効率的な供給の確保するために、卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営の維持が図られるよう指導・監督に取り組みます。
- ③ 農業・肥料の適正な使用及び流通を監視・指導を実施するとともに、GAP（農業生産工程管理）を普及推進し、農産物の安全・安心の確保を図ります。
- ④ 病害虫の発生予察情報の提供や防除技術の普及等を行うことにより、病害虫の発生動向に即した適期、的確な防除を促進します。また、総合的に病害虫や雑草を管理するIPM（総合的病害虫・雑草管理）の考え方を導入し、農業だけに頼らない防除体系の導入を促進します。
- ⑤ 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、産地ぐるみでのGAP導入、土づくりの励行や農業・肥料などの投入資源の効率的な活用等を進めることにより、みえの安全・安心農業の普及・拡大を図ります。

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える 農業生産構造の確立

めざす方向		<p>意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。</p> <p>また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。</p> <p>さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。</p>		
基本 目標 指標	数値目標	農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）		
		現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行 動 計 画 の 目 標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 平成 33 (2021) 年度
	2, 3 4 6 経営体	2, 6 1 0 経営体	3, 0 0 0 経営体	
	目標項目 の説明	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体（認定農業者及び集落営農組織等）の数（三重県調べ）		

(1) 基本事業1 地域の特性を生かした農業・農村の活性化

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

＜基本事業を推進するための取組目標＞

数値目標	地域活性化プラン策定数（累計）		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	50プラン	250プラン	550プラン
目標項目 の説明	地域や産地などを単位に策定される農業及び農村の活性化のための活動プランの数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 地域の農業者をはじめさまざまな関係者の創意工夫のもと、農産物、農地、景観、文化、人材などの地域資源を有効活用することにより、地域の取組の発展や農産物の高付加価値化等の新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図ります。
- ② 集落や産地の活性化を図るため、普及指導員のコーディネート機能を生かして、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援します。
- ③ 意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組みます。
- ④ 農業団体の健全な運営と活発な活動を確保するため、法令等に基づき、業務や会計の状況について検査を行うとともに、適正な運営ができるよう指導・監督を行います。
- ⑤ 農業経営の持続と安定化のため、農業災害補償制度の円滑な運営を促進します。

(2) 基本事業2 地域の持続的な営農の仕組みづくり

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	持続的な営農の仕組みを有する集落の割合		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	29%	48%	75%
目標項目 の説明	県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合 (三重県調べ)		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 集落・産地の活性化や営農の高度化・効率化を図るため、集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成を進めます。
- ② 担い手の確保や耕作放棄地の未然防止など地域農業のさまざまな課題への対応を図るため、三重県型の集落営農組織の設立等を通じて、農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりを促進します。
- ③ 担い手の経営規模拡大、担い手不在地域における担い手確保等を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりを進めることなどにより、土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を促進します。
- ④ 意欲ある農業者への農地集積の円滑化を図るため、集落等を単位に、今後の地域農業のあり方を考える話し合いを促進し、市町における人・農地プラン（地域農業マスタープラン）や農用地利用集積計画等の作成を支援します。
- ⑤ 集落営農組織の持続性を高めるため、農商工連携や6次産業化などによる活動の多角化や高度化を促進するとともに、法人化に向けた取組への支援を行います。

(3) 基本事業3 多様な農業経営体の確保・育成

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	新規就農者数		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	108人 (平成 22 年度)	110人	110人
目標項目 の説明	県内で農業へ就業した 45 才未満の人の数 (三重県調べ)		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 新規就農者の確保・育成を効果的に進めるため、相談、研修、資金の貸付、青年就農給付金の給付、就農サポートリーダーの配置、営農技術支援等、就農から定着までの総合的な支援を進めます。
- ② 企業の農業分野への参入を促進するため、企業からの相談対応や地域における受入体制の整備に取り組むとともに、参入後の営農技術支援等を行います。
- ③ 福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用等の促進を図るため、障がい者に適した作業体系の検討、農業者の理解促進、受入・支援体制の整備などに取り組みます。
- ④ 農業大学校において、新規就農希望者が円滑に就農できるよう教育カリキュラムを充実するとともに、意欲ある農業者を対象に、マーケティングスキルなどの経営能力向上に資する講座制研修を実施するなど、農業の担い手となる多様な人材の育成を行います。
- ⑤ 新技術の導入や規模拡大、6次産業化など農業経営体の経営の改善や多角化を進めるため、市町や関係団体と連携し、地域の実状に応じた機械施設の導入、農地集積、融資制度の利用等を促進します。
- ⑥ 農業及び農村における男女共同参画を進めるため、農村女性アドバイザーを認定、育成するとともに、さまざまな方針決定の場への女性登用、女性起業家の育成、家族経営協定の締結などを促進します。

(4) 基本事業 4 農業生産基盤の整備・保全

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	基盤整備済み農地における担い手への集積率		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	33%	50%	60%
目標項目 の説明	パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業用水の確保や効率的な利用を進めるための用水路のパイプライン化など、農業生産性の向上に向けた基盤整備を推進します。
- ② 効率的で持続可能な営農活動が展開されるよう、意欲ある多様な農業者への農地集積などを、生産基盤の整備と一体的に進めます。
- ③ 農業用施設の機能が安定的に発揮されるよう適切な維持・管理を促進するとともに、長寿命化を図るための基幹的水利施設の機能診断とその結果に基づいた的確な補修を進めます。
- ④ 洪水や高潮などの自然災害から県民の生命・財産を守るため、農地や農村の防災対策、海岸保全施設の整備を計画的、効率的に進めます。
- ⑤ 農業振興地域整備計画の農用地区域への編入・除外基準や農地転用許可基準の適正な運用に努めることにより、優良農地の確保を図ります。
- ⑥ 耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、市町や農業委員会、農業関係者が組織する耕作放棄地再生に取り組む協議会等と連携して、農業者や農業参入企業が行う耕作放棄地の再生・利用のための取組や施設整備などを支援します。

(5) 基本事業5 農畜産技術の研究開発と移転

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	—	100件	250件
目標項目 の説明	農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集する研究プロジェクトを形成し、消費者のニーズに対応した農産商品等の開発・実証を行うとともに、これら商品等の生産技術やノウハウの移転・普及を進めます。
- ② 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるため、植物工場における先端的な栽培技術、土地利用型農業の安定生産技術や機械化技術、安全・安心農業生産に資する技術や野生鳥獣の被害防止技術等の開発に取り組めます。
- ③ 産地間競争力の強化を図るため、水稻やイチゴ、カンキツ等において、先端技術の活用による消費者のニーズに対応した新品種の育成を進めます。
- ④ 松阪牛、伊賀牛などのブランド牛の優位性を確保するため、牛肉のおいしさ判定技術を活用し、さらなる品質向上につながる飼養技術の開発に取り組めます。
- ⑤ 畜産農家の収益性の向上に向け、畜産物の生産コスト低減につながる飼養技術、飼料用米など地域で生産される飼料を活用した新たな地域銘柄豚の生産技術や熊野地鶏などのみえ特産鶏の肉質評価技術等の開発に取り組めます。
- ⑥ 循環型社会の実現と環境保全に資するよう、水田等における畜産堆肥の活用や自給飼料生産の安定化など、耕畜連携につながる技術開発に取り組めます。

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と 多面的機能の維持増進

めざす方向	<p>農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動の創出等に取り組みます。</p> <p>また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、農業の生産性の向上を図るとともに、地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。</p>		
基本目標指標	農山漁村地域の交流人口		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 平成 33 (2021) 年度
	5, 0 8 6 千人 (平成 22 年度)	5, 3 7 0 千人 (平成 26 年度)	5, 6 7 0 千人 (平成 32 年度)
目標項目 の説明	<p>農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数（三重県調べ）。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の実績値により測ることとします。</p>		

(1) 基本事業1 安全・安心な農村づくり

生活環境や生産基盤の整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、農業の生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	生活環境を整備する農山漁村集落数（累計）		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	2 集落	18 集落	36 集落
目標項目 の説明	新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農村住民や農村を訪れる人びとの利便性を高めるとともに、地震等災害時の緊急輸送路や避難路の確保を図るため、農村の道路網の整備や安全対策の強化に取り組みます。
- ② 農村地域の生活環境と水質の改善を図るため、「三重県生活排水処理施設整備計画」に基づき、市町と連携して集落排水事業を計画的に推進します。
- ③ 中山間地域における持続的な営農や定住化の促進を図るため、基盤整備による営農の省力化と、集落道路、防火水槽等の生活環境基盤の整備を進めます。
- ④ 農畜産業をはじめ、家庭や食品産業などから発生する有機性未利用資源や地域内の未利用資源などのバイオマスの利活用や、農業用水を活用した小水力発電等の導入促進に取り組みます。

(2) 基本事業2 獣害につよい農村づくり

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組の促進を図ることにより、獣害につよい集落づくりを進めます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	野生鳥獣による農業被害金額		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	4 7 3 百万円 (平成 22 年度)	3 7 8 百万円以下 (平成 26 年度)	3 3 1 百万円以下 (平成 32 年度)
目標項目 の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額（三重県調べ）。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の実績値により測ることとします。		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 「獣害につよい集落」の育成を図るため、市町が策定した被害防止計画の着実な実施に向けて集落ぐるみによる侵入防止柵の整備、追い払い活動、野生鳥獣の隠れ場所の排除、鳥獣被害対策実施隊等の活動に対する支援を行うとともに、総合的な獣害対策を推進するためのリーダーや人材の育成を行います。
- ② 地域における有害鳥獣の捕獲力強化のため、鳥獣被害対策実施隊等との連携のもと、「わな」等を用いて野生鳥獣の捕獲に取り組む体制づくりや捕獲技術の向上のための研修などを支援します。
- ③ 科学的根拠に基づく総合的な獣害対策の構築に向け、生息環境や被害実態等のデータに基づく集落診断、予察手法の開発・実証など、被害防止や捕獲技術に関する調査研究を行います。
- ④ 消費者が獣肉を安心して食することができるよう、安全性や品質が確保された「みえのジビエ食材」を提供できる環境づくりを進めるとともに、新たな高級食材として外食等での商品開発を進めることにより、未利用資源となっている獣肉等の利活用を図ります。

(3) 基本事業3 人や産業が元気な農村づくり

都市住民や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいをづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就業機会の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農村づくりにつなげます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	「いなかビジネス」の取組数		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	101件 (平成 22 年度)	170件	260件
目標項目 の説明	中山間地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農村の魅力について、都市住民等に積極的な情報発信を行うとともに、市町や農村地域が主体的に取り組む交流施設等の整備や受入体制整備を支援します。
- ② 農村地域の雇用や所得機会の確保、生きがいづくりなどを進めるため、地域の豊かな資源を活用した「いなかビジネス」の取組拡大を推進するとともに、地域の自立・発展が可能となるモデルビジネスづくりを支援します。
- ③ 企業や学校等さまざまな主体との連携による農村生活体験活動を促進します。
- ④ 農村における交流活動が安全に行われるよう、適切な体験プログラムを構成できる知識を持った指導者等の育成に取り組めます。
- ⑤ 農村集落のコミュニティ再生にも資するよう、さまざまな主体の参画のもと中山間地域の農村集落が主体的に取り組む農業及び農村の資源を活用した実践活動を促進します。

(4) 基本事業 4 多面的機能の維持増進

地域住民をはじめさまざまな主体との連携による、水路や農道など生産資源の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	農村の資源保全活動対象集落数		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行 動 計 画 の 目 標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	4 2 4 集落	5 0 0 集落	6 0 0 集落
目標項目 の説明	農業及び農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 地域住民や都市住民、学校、NPOなどのさまざまな主体との連携による農地・農業用施設の保全向上活動や生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等を支援します。
- ② 中山間地域等における耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。
- ③ 農業及び農村における生態系や生物多様性の保全に資するよう、ため池の改修やほ場整備などの生産基盤の整備に際して生態系などに関する調査を行った上で、地域の環境に配慮した整備を実施します。
- ④ 地域住民が農業及び農村が持つ多面的機能の重要性についての理解を深めることができるよう、地域住民をはじめさまざまな主体の参画による生態系保全や地域景観形成活動などを促進します。

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向		<p>農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。</p> <p>また、農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応を図る生産活動等を促進します。</p>		
基本目標指標	数値目標	県産品に対する消費者満足度		
		現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 平成 33 (2021) 年度
	25%		40%	60%
	目標項目の説明	県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合（三重県調べ）		

(1) 基本事業1 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

みえフードイノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	—	25 件	55 件
目標項目 の説明	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① みえフードイノベーション・ネットワークの形成を通じて、生産者や食品産業事業者、大学など産学官のさまざまな主体の知恵や技術を結集し融合することにより、農林水産資源を活用した新たな商品やサービスを自律的に生み出す仕組みづくりを進めます。
- ② みえフードイノベーション・ネットワークや首都圏営業拠点等を通じて把握するマーケットニーズをふまえて意欲的な生産者・事業者が交流、研鑽する場を設け、ターゲットとするマーケットに対応した企画力、商品力、営業力の向上を促していくことなどにより、「信頼される三重の食」を構築していきます。
- ③ 大都市圏等への販路拡大をめざす生産者・事業者を育成するため、FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）のツール（商談会シート、ベーシック16）を活用して事業者等のこだわりや商品価値の「見える化」を進め、その独自性・物語性などの明確化を支援します。
- ④ 大都市圏等への販路拡大に向けて、フードイノベーション・コーディネーター、流通事業者、市町等と連携して、ブランド化に取り組もうとする生産者・事業者を発掘・育成します。
- ⑤ ブランド化に取り組もうとする産品・商品について、県内におけるテスト販売の機会づくりを行うなど生産者や事業者の商品力の向上を支援します。
- ⑥ 三重県産品のトップランナーとして「もうかる農業」につながる新しい三重ブランドの創出に向け、戦略的に品目を選定した生産者・事業者の育成を行うとともに、特

に優れた県産品とその生産者・事業者を三重ブランドとして評価・認定し、その評価をフィードバックしていくことなどにより、商品力・営業力のより一層の向上を図ります。

(2) 基本事業2 新たなマーケティング戦略の展開

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要の創造を促進することを通じて、農産物直売所等を核とした県産農産物の新たな域内流通の仕組みづくりを進めるとともに、大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売り上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	100	110	120
目標項目 の説明	県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成23年度を基準(100)とする伸び率(三重県調べ)		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 農業者が自らの生産物を用いて加工や販売に取り組む6次産業化に対してノウハウ面等での支援を行うとともに、農業者と食品産業事業者等とのマッチング機会づくりやその連携による新商品の開発等への支援を行います。
- ② 意欲ある生産者・事業者が首都圏をはじめとした大都市圏等において県産農産物等の販路拡大をめざすことができるよう、情報収集や商談機会の提供などの支援を行うとともに、県産農産物の認知度向上に向けた情報発信を行います。
- ③ 県産農林水産物等の輸出に関する情報提供など環境づくりを行うとともに、意欲ある生産者・事業者による輸出に向けた取組を促進します。

(3) 基本事業3 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

県内で生産される農産物の供給等を通じ、県民の皆さんの豊かな生活につながるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者や消費者団体等との連携による食育や地産地消の促進に取り組めます。

また、環境貢献や障がい者の農業就労支援などの取組を通じて、農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対する満足度の向上を図ります。

<基本事業を推進するための取組目標>

数値目標	企業との連携による食育等のPR回数		
	現 状 値 平成 23 (2011) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 (マネジメント参考指標) 平成 33 (2021) 年度
	—	8回	8回
目標項目 の説明	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数（三重県調べ）		

取組目標の達成に向けた主要取組

- ① 県内農業の取組や県産食材を活用している飲食店、体験交流イベントなど、食育や地産地消に関する情報を、企業等と連携して県民の皆さんに積極的に提供します。
- ② 6次産業化等により高付加価値化を進めた商品の販売促進や県内農産物の価値情報の発信等を図るため、NPOや生産者、「みえ地物一番」協賛事業者等のさまざまな主体と連携協力した活動を推進します。
- ③ 「三重県食育推進計画」に基づき、学校給食における県内産農林水産物の使用割合の目標などを達成するため、関係者による研究会の開催や給食用食品の開発支援等を行います。
- ④ 地球温暖化防止や資源循環などに資する環境に配慮した農業生産活動、福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用等の促進とあわせて、その「見える化」に向けた取組を進めることにより、環境や福祉への貢献など農業が果たしている新たな価値を県民の皆さんに伝える環境づくりを行います。

第3章 計画の進行管理

1 基本的な考え方

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」の推進にあたっては、年度ごとの取組方針の明確化と着実な実行、取組成果の的確な評価と翌年度の改善方向への反映についての実効性を担保する観点から、「みえ県民カビジョン」のマネジメントの仕組みによるPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を活用して、毎年度の改善を行いながら計画を進行管理していきます。

2 県民の皆さんへの取組成果の公表

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画」の毎年度の取組成果については、「みえ県民カビジョン」のマネジメントの仕組みによる「成果レポート」において評価をふまえた成果と翌年度の改善方向を明らかにするとともに、条例第9条第5項の規定に基づき、毎年一回、各基本施策及び基本事業の実施状況について数値目標の達成状況とあわせて取りまとめ、県民の皆さんに公表します。